

2012年7月号



SRI INFORMATION

社会保険労務士事務所 SRI

社会保険労務士 飯塚泰雄

〒879-2114 大分市大字大平 592-1

TEL.FAX:097-576-1423 PHONE:090-9697-3726

E-mail:info@sri-oita.jp URL: <http://sri-oita.jp>

☆ 労務関係

日雇い派遣禁止 年収500万円以上は例外

改正労働者派遣法で、原則禁止となる日雇い派遣に関し、例外として認める対象を学生や年収500万円以上の世帯の人とすることなどを盛り込んだ政省令案が5日、労働政策審議会です承されました。原則禁止とされた「日雇い派遣」（日々または30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）は、生計の中心になっていることが少ない学生（定時制は除く）、また年収500万円以上の世帯の人、労働条件が悪ければ、他の仕事を探す余裕があるとみて容認しました。就職口が乏しい60歳以上の人も認めます。10月1日から施行予定です。

「雇用調整助成金」助成率を引下げへ

厚生労働省は、休業手当等の一部を助成する「雇用調整助成金」について、助成率を引き下げるとする見直し案を明らかにしました。雇用情勢が持ち直してきたための措置で、大企業の助成率は来年4月から「2分の1」（現在は3分の2）、中小企業は「3分の2」（同5分の4）まで引き下げる予定です。

建設業の下請業者に「評価制度」導入へ

国土交通省は、全国の建設業の下請業者（40万社超）を対象に、「工事の受注数」や「若者者の採用数」等を評価、点数化して公表する評価制度を導入する方針を明らかにしました。発注者が有能な事業者を選びやすくするのがねらいで、建設業における競争力強化やコスト削減につなげたい考えです。実施は来年度の予定です。

☆ 年金・社会保険関係

国民年金保険料の納付率過去最低を更新

2011年度における国民年金保険料の納付率が58.6%（前年度比0.7ポイント減）となり、6年連続低下しました。日本年金機構は、滞納者への納付督促を民間業者に委託しており、今後、戸別訪問する担当者数を増やし、督促の頻度を上げるなど民間業者との連携を強化して、納付率を引き上げる考えです。

～裏ページに続く～

公的年金加入者等の所得に関する実態調査の結果

自営業者や学生、無職が加入する国民年金加入者の平均年収が公的年金の受給者の平均年収（189万円）を下回って159万円にとどまり、加入者の半数以上が年収100万円を下回っていることが分かりました。国民年金では、加入者の半数以上が年収100万円以下で、収入がない人は加入者の約25%と4分の1を占めていました。かつて、自営業や農業を営む人が多くを占めた国民年金に、非正規で働く人や無職の人が増えたことが背景となっています。

～新情報！ 雇用保険高年齢雇用継続給付の支給限度額等が変更になります！～

平成24年8月1日から、雇用保険の高年齢雇用継続給付に係る支給限度額等が、次のように変更されます。この変更の結果、従業員の方への支給額が変更されることがあります。

		～平成24年7月31日	平成24年8月1日～
高年齢雇用継続給付	支給限度額	344,209円	343,396円
	支給額下限	1,864円	1,856円

高年齢雇用継続給付の概要

60歳以降、継続雇用や再雇用する場合、60歳時点とくらべて賃金が75%未満に下がるなど、一定の要件を満たした場合に政府が経済的な援助をしてくれる制度が「高年齢雇用継続給付」です。この高年齢雇用継続給付には、次の2種類があります。

●高年齢雇用継続基本給付金→失業給付を受給せずに60歳に達した後も引き続き雇用されている雇用保険の被保険者が対象

●高年齢再就職給付金→失業給付を受給し、60歳に達した後に再就職した雇用保険被保険者が対象

<主な支給要件>

- ① 60歳以上65歳未満の被保険者であること
- ② 被保険者であった期間が通算5年以上あること
- ③ 60歳時点もしくは基本手当受給前にくらべて75%未満の賃金で雇用されていること
- ④ 各月の賃金が「支給限度額」未満であること

<支給額> 支給額は、一の支給対象月（一暦月）について、賃金の低下の割合に応じて次の額。支給対象月の賃金×15%もしくは賃金×15%から逡減するように厚生労働省令で定める率

高年齢雇用継続給付の制度を上手に使い、労働者の総収入（給付の額＋賃金）が減らないようにして、賃金や社会保険料の支出を軽減することも可能です。ご興味のある方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

今月で事務所設立1周年を無事に迎えることができました。これも皆様のご愛顧のおかげです。
2年目は、更なる飛躍をし、皆様に対して有益な社会保険労務士になりますので、今後とも宜しくお願い致します。